



みんなで築こう 人権の世紀

校長 富田 清

11月16日(土)に行いました 校内音楽会には、多くの保護者・地域の皆様にご参観いただき、誠にありがとうございました。どの学年の子供たちも、これまでの練習の成果を発揮し、精一杯合唱・合奏をしていました。ご家庭でのお子様の様子と違い、頑張りを感じられた保護者の方も多かったのではないのでしょうか。学校では、各教科での学習はもちろんのこと運動会や音楽会などの行事を通して、これからも子供たちの豊かな心を育てていこうと考えています。

さて、12月4日(水)～10日(火)は、第71回人権週間です。最終日の10日は「人権デー (Human Rights Day)」と定めています。今年の啓発活動重点目標「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」です。子供たちにとって日々の生活の中で、人権教育を行っていくことはとても大切なことです。「人権とは、何だろうか。」「人権を守ることは、どうして大切なのか。」今年も考えてみましょう。

人権教育とは、人種、国籍、性別、出身地、障害の有無にかかわらず、全ての人は差別されず、平等な権利を有しているということ、子供たちに教えていくことです。もう少し簡単に言えば、「私もあなたも大切な人なんだ」「一人一人が、かけがえのない存在なんだ」と教えることです。人権意識の向上が、一人一人を幸福に導き、地域・社会を変え、世界を平和に導くと考えられています。

子供の場合は、被害者の多くは、自分が悪いと思ひ込み、黙ってされるままになってしまう傾向があります。人権を侵害されているのに、それが間違っていると気付けない。真面目な子ほど、自分が悪いと思ひ込み、自己否定するようになってしまいます。最近、いじめ等により、中学生が一人で思い悩み、尊い命を自らの手で失うという行動をとる大きな問題も起きてしまっています。

『あなたは、あなた一人しかいない、かけがえのない存在。だからいじめ・暴力を受けたら、嫌と言っていていいし、それを訴えましょう。それがあなたの権利だよ。』と、自分を大切にする基本を教えていくことです。人権教育の出発点はここにあると思います。また、自分だけでなく他者の人権も尊重できるように教えていくことも大切です。今の子供たちは、「自分をもっと認めてほしい。大切にしてほしい。」という強い想いをもっています。



最近のいじめは昔と異なり、いじめられる子が固定していません。どんな子でもいじめられる可能性があります。いじめる側に入ったり、いじめられる側に入ったり、何が起きるか分かりません。だから、如何に自分が孤立しないか、排除されないか、いじめられないかを常に気にしながら多数派に回ろうとして、知らぬ間に加担してしまっている。このような状況では、なかなか自分に自信がもてなくなります。自己肯定感や自己有用感の育成が重要です。

私は友達同士つながり合うことが、人権教育の根幹だと考えています。日本では人と同じこと、同質性を求めてしまう傾向があります。他人と違うことが何かいけないような風潮があります。でも、実際には一人として同じ人はいません。個性も能力も違います。中には、外国籍の子や障害のある子もいます。

一人一人が異なる環境で生きてきたことを子供同士がお互いに知り、認め合うことが大切です。人と違うことの素晴らしさを理屈ではなく、実感として分かるためには、多様な友達と触れ合い、語り合うことが何よりも重要です。

ご家庭でも、お子さんをたっぷり愛して、お子さんが友達と、時にはぶつかり合いながらも、共に学ぶ合うことをゆったりと見守ってください。また、親自身も、学校の先生や近隣の人たちとの関係を豊かに広げながら、他者とつながる楽しさを、子供に見せてあげてほしいと思います。親や地域の大人たちが仲良く、元気であれば、子供たちも元気になる、毎日をしっかり頑張れると思います。

12・1月の行事予定

日	月	火	水	木	金	土
1	2 全校朝会 避難訓練 3・4学年授業参観、保護者会 ステップアップスクール4・5学年	3 全校読書 5・6学年・あおぞら学級授業参観・PTA行事、保護者会 SC 学校運営協議会	4 安全指導 1・3学年オリ・パラ競技体験学習 タヤケランド	5 朝学習 委員会活動 ひまわり教室指導終了	6 全校算数 5学年モアレ検査 なわとび週間終	7 青梅市小中学生主張大会
8	9 全校朝会 2学年1組栄養士による食育 6学年オリ・パラ競技体験学習 ステップアップスクール3・4学年	10 全校読書 2学年2組栄養士による食育 SC	11 保健集会 タヤケランド	12 朝学習 クラブ活動 2学年歯みがき学習 AET	13 全校算数 	14
15	16 全校朝会 大そうじ週間始 AET ステップアップスクール3・5学年	17 全校読書 AET 図書ボランティア SC	18 短縮 5学年2組4時間授業 タヤケランド	19 朝学習 2学年生活科調理学習	20 全校算数 大そうじ週間終 SC	21 子どもの人権メッセージ発表会
22	23 全校朝会 ステップアップスクール3・4学年	24 全校読書 給食終了	25 短縮 終業式 大そうじ 短縮時程4時間授業	26 冬季休業日始	27	28
12月26日～1月6日 冬季休業日						
29	30	31	1	2	3	4
12月27日(金)～1月5日(日) 年末・年始による学校閉庁日						
5	6 冬季休業日終	7 短縮 始業式 大そうじ 登校観察始	8 安全指導 給食始 タヤケランド	9 朝学習 4・6学年身体測定 委員会活動	10 全校算数 5学年身体測定	11
12	13 成人の日	14 短縮 3学年身体測定 SC	15 短縮 短縮時程4時間授業 市の教員研修会のため 2学年身体測定 タヤケランド	16 朝学習 避難訓練 1学年・あおぞら学級身体測定 4・5学年オリ・パラ競技体験学習 クラブ活動	17 全校算数 2学年オリ・パラ競技体験学習 	18

SCはスクールカウンセラーの勤務日です。面談希望の方は養護教諭または副校長にご連絡ください。

12月の生活目標

「外で元気よく遊ぼう」

寒さに負けず、外で元気に遊ぶように声かけをしていきます。なわとび週間を終えても、「仙人級」を目指し、縄跳びを含め、外遊びを勧めていきます。

帰宅後も、家の中でゲームばかりしている、ということのないよう、近くの公園や広場で遊ぶよう、声をかけていただければと思います。

外遊びの後は、必ずうがい・手洗いをしましょう。

年末・年始の学校閉庁日のお知らせ

吹上小学校では、12月27日(金)から1月5日(日)までを年末・年始における学校閉庁日とします。学校閉庁日には、教職員は不在となりますのでご理解願います。

緊急時は、青梅市教育委員会教育総務課又は指導室(青梅市役所 22-1111)または青梅警察署(0428-22-0110)へ御連絡ください。

年末・年始は、市役所も閉庁しています。連絡を取るのに時間がかかることが予想されます。あらかじめご了承ください。

青梅市教育相談所を 紹介します

〔相談の対象〕 青梅市内に住んでいる幼児・小学生・中学生と、
その保護者

〔相談日〕 月曜日～金曜日（祝日、年末・年始）は除く）
午前9時～午後5時

〔申込方法〕 相談は予約制です。電話で申し込んでください。
電話：0428-23-2200

および0428-25-1012

〔相談の進め方〕 保護者の方と直接お話をしてから、担当者が決まり
その後、面談がスタートします。

相談内容によっては、毎週1回、月2回というように相談所での面談をします。

相談は1回50分で、無料です。

〔場所〕 〒198-0042 東京都青梅市東青梅1丁目2番地の5 東青梅センタービル3階
☆相談した内容は、保護者の方の希望により、学校にも伝えないなど配慮しています。

教育相談所では、こんな相談を受けています

- 学校へ行きたがらない
- 落ち着きがない
- 友達と遊べない
- ことばの遅れが気になる
- 暴れたり、反抗したりする
- 友達から、いじめられている
- 能力のばらつきがある
- 無気力である
- 手洗いなど、度をこえて潔癖であるなど



温度調整可能な服装を

吹上小学校の暖房設備は、校舎西側の教室ではエアコンで、東側の特別教室では、ボイラーで対応します。

どちらも教室の場所によって温度差を感じる事が考えられます。

また、登校時間の寒さと日中の教室では温度に大きな差ができます。

冬の間は特に、着脱により温度調整ができるような服装を心がけさせてください。

例 登校時の防寒対応

手袋・マフラー・ジャンパー・帽子

授業中の調整用

セーターやフリースを必要に応じて、脱いだり着たりする。（登校してきたら、手袋・マフラー・帽子は外し、室内・休み時間には使いません。）

*携帯カイロは、子供たちが活動をしている間に熱くなりすぎて低温やけどを起こす可能性があるため、使わないようにお願いします。

*脱いだ服を腰に巻くことは危険なので行わないように指導しています。



子供の話に「耳をすます」

《音楽会、頑張りました》

11月16日に行われました音楽会に向けて、おうちでもたくさん声をかけていただきありがとうございました。

運動会とはまた違った、それぞれの思いがあったようでした。保護者の皆様がたくさんフォローしてくださったからこそ、一人一人が頑張ることができたと思います。

ご家庭でのお子さんの姿は、「話す」だけではなかったことでしょうか。元気がなかったり、とてもおしゃべりになったり、様子を感じて声をかけることもあったのではないのでしょうか。時には、こんがらがった言葉の発端を見付け、一つ一つ解きほぐしていくこともあったかもしれません。うまく話せないことを言葉にしてあげたこともあったことでしょうか。そうして、伝え方を知り、話すことができるようになっていくのかもしれないね。

これからの季節は特に、体調が悪い時、「どこが」「どのように」調子が悪いのか、自分の言葉で伝えられるようになるといいですね。



ハラスメント相談窓口の設置

○青梅市教育委員会指導室 教育指導担当

電話番号 0428-22-1111

内線2370・2375

メールアドレス div7030@city.ome.lg.jp

※11月号の学校だよりに掲載しておりましたが、

電話番号に間違いがありましたので、再度、お知らせいたします。

青梅市では「青梅市立学校におけるハラスメント防止等に関する要綱」を制定し、左記のとおり窓口が設置されました。

電話や文書で相談を受け付けています。

相談者および関係者のプライバシーの保護を図ります。また、相談者が相談窓口にご相談したことにより不利益な取り扱いを受けないように配慮いたします。

また、ハラスメントを未然に防止するため、学校では定期的に教員研修等を実施していきます。

ありがとうございます 各委員の皆様

保護者の方々のご協力に感謝です。

《学級PTA行事》

どの学年もPTA行事が終了しています。子供たちが楽しく過ごせる工夫をたくさんしてくださり、ありがとうございます。

《推薦委員会》

学年副委員長の皆さんと、推薦委員会を開催し次期本部役員を選考が行われました。会員皆様のご協力のもと終了することができました。

次期役員を受けてくださった皆様、よろしくお願ひいたします。

《広報委員会》

年度末の発行に向けて、会議を重ねて進めていただいております。紙面を見るのが楽しみです。

《音楽会》

今年度もPTA本部役員の皆様に、受付の対応をしていただきました。



ご来校のときは、名札の着用を

不審者の校内侵入を防ぐために、児童登校後は、東・西の門、昇降口を閉めています。また、保護者の皆様には、ご来校の際に名札の着用をお願いしているところです。

授業参観や保護者会が予定されています。ご来校の際には、PTAから配布されています「名札」を必ず、見えるように掛けてください。ご協力のほど、よろしくお願ひします。

児童下校後、昇降口は鍵を閉めます。その後、来校される場合は、校舎北側の職員玄関からお入りの上、事務室に声をかけるとともに、事務室前の来校者記録簿にご記入をお願いします。

土曜日、日曜日、祝日の全日、平日の夜7時以降は、基本的には校内に人がいない状況になります。学校に來ても、校舎内に入ることはいけません。

市のチャイムで帰宅を

暗くなるのが早くなりました。学校では、午後4時の市のチャイムを合図に、帰宅するように指導しています。

12月は、大人の動きがあわただしく、事故等の発生も例年多いといわれています。明るい時間に帰宅することで事故に巻き込まれることを防ぐという意味でも、ご家庭でもお子さんと確認をしてください。



転出入の情報はお早めに

転出入や学区内のお引越しが決まった場合など、早めに担任までご連絡をください。

特に転出は、来年度の学級数にかかわる場合があります。また、「近所に小学生のいるご家族が引越しをして来るようだ」などの情報もありましたら、ご連絡をいただくと助かります。

ご協力よろしくお願ひします。

留守番電話機能の対応

青梅市の小・中学校では、学校教育の質の向上を図ることを目的とした「学校における働き方プラン」により、令和元年度2学期から教員の勤務時間外の時間は、留守番電話での対応をしております。

学期中の児童が登校する日は、午後6時30分から翌朝午前7時45分ごろまで、長期休業日中は、午後4時45分から翌朝午前8時15分まで、土曜日、日曜日、祝祭日の全日が、留守番電話対応となります。

留守番電話へのメッセージの録音はできませんので、翌日以降におかけ直してください。

児童・生徒の生命や安全にかかわる事件や事故など緊急を要する場合は、青梅警察署（電話番号0428-22-0110）や、青梅市役所（電話番号0428-22-1111）までご連絡ください。

ご理解とご協力をお願いします。

学校周辺での喫煙について

学校敷地内の禁煙にご協力いただきありがとうございます。これまで、北門の周辺での喫煙を黙認してきたところですが、子供たちの健やかな成長を願うこと、そして学校周辺にお住いの方々の受動喫煙への配慮を含め、学校周辺道路を含めた場所について喫煙は控えていただきますようお願いいたします。

文部科学省からの通達では、「多数の者が利用する公共の場所は、禁煙であること」や「子どもが利用する学校や施設をはじめ、屋外であっても、公園、遊園地や通学路などの空間においては、子どもたちへの受動喫煙の被害を防止する措置を講ずること」とあります。

上記のことも踏まえ、ご来校の際は、道路での喫煙について控えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。